

監査報告書

令和元年5月29日

社会福祉法人一幸会

理事長 北楯 祥子様

監事 渡邊博 
監事 板垣博 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

監査の日時	令和元年5月29日（水）	午前10時～午後3時
監査の場所	特別養護老人ホーム池幸園	会議室
立会人	副理事長 渡邊 純	
	常務理事 佐藤佐保子	
	各事業所	施設長、所長及び職員

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該年度会計にかかる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)及び財産目録について検討しました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告等は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上



監 査 報 告 書

監 査 日 令和元年5月9日
監査場所 一幸会ミーティングスペース
監 査 人 佐藤晶厚税理士事務所
税理士 佐藤 晶厚
担 当 長谷川 徹



I 会計管理

1. 会計基準の適用状況

- (1) 法人が行う事業の会計は、社会福祉法人会計基準を適用しています。
- (2) 会計規定及び経理規定を定め、整備・保管されています。
- (3) 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書並びに財産目録は、会計基準に基づき適正に作成されています
- (4) 拠点区分及びサービス区分は、定款及び会計規定のとおり社会福祉事業及び公益事業ごとに区分され適正に表示されています。

2. 会計管理

- (1) 会計経理関係書類を適切に保存されています。
- (2) 統括会計責任者、会計責任者及び出納担当者は、理事長が任命し適切に配置されています。また、事務手続過程における役割も明確にされています。

3. 予算

- (1) 予算編成、執行状況、及び補正予算の編成状況は適切に行われています。

4. 決算の承認

- (1) 理事長は、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヵ月以内に理事会の承認を受けています。また、3ヵ月以内に財務諸表を所轄庁に提出しています。
決算の承認及び提出など、期限内に適正に行われています。

5. 基本財産

- (1) 財産は定款に記載されている通りに適切に計上されています。

6. 月次報告

- (1) 月次試算表は毎月20日までに作成し、理事長へ提出されています。

7. 財務諸表の整合性

(1) 各帳表等の中で、次のとおり整合性が取れているかを確認しました。

○ 資金収支計算書

ア 前期末支払資金残高 286,050,502 円

イ 当期末支払資金残高 307,773,506 円

○ 事業活動計算書

ウ 次期繰越活動増減差額 473,319,005 円

エ 当期活動増減差額 △44,808,869 円

オ 前期繰越活動増減差額 528,127,874 円

○ 貸借対照表

カ 次期繰越活動増減差額 473,319,005 円 ウと同額です

キ うち当期活動増減差額 △44,808,869 円 エと同額です

ク 「前年度」次期繰越活動増減差額 528,127,874 円 オと同額です

ケ 支払資金残高 307,773,506 円 イと同額です

コ 「前年度」支払資金残高 286,050,502 円 アと同額です

※ 支払資金残高＝流動資産－流動負債(引当金等を除く)

(2) 事業活動計算書と資金収支計算書については、その共通する勘定科目の金額は一致しています。

(3) 各明細表等の期末残高と決算帳表の残高は一致しています。

II 勘定科目

1. 現金

(1) 小口の支払いは、定額資金前渡による資金（小口現金制）をもって行われています。

(2) 支払は、会計責任者の承認に基づき出納担当者が行い、小口現金以外での現金支払はされておりません。

(3) 入居者の利用料など、一部現金入金はありますが、直接支出に充てることなく、3日以内に金融機関に預け入れされています。

(4) 現金については毎日金種表を作成のうえ残高照合を行っていることを、期末日及び監査日前日分にて実査しました。また、小口現金残高は、経理規定に定める限度額の範囲内(5万円)となっています。

(5) 現金過不足の生じた事実はありません。

2. 預金

(1) 預金については、残高確認及び残高証明書と突合確認のうえ現物確認を行いました。

(2) 特定預金である修繕積立預金については「施設整備等積立資産」として別掲されています。

(3) 銀行取引印の管理は適切に行われています。

3. 固定資産

- (1) 固定資産の取引については、規定に応じて入札によるなど適正な手続きを経て購入されています。
- (2) 付随費用の処理など、資産計上額は適正です。
- (3) 修繕費その他の科目に資本的支出は該当ありません。
- (4) 現物確認は、前期以前に取得した資産の一部及び当年度購入資産について行いました。
- (5) 固定資産は適正に償却されており、試査により耐用年数の確認をしました。
- (6) 固定資産の計上は各拠点区分に帰属させ適切に計上されています。
- (7) リース資産の契約は入札によるなど適切に行われています。
- (8) リース資産の実在性を試査により確認いたしました。
- (9) リース契約物件の一覧表が作成されています。

4. 負債

- (1) 事業未払金及び未払費用残高については大口取引先数件の試査により確認を行いました。翌期における支払金額と一致していることも確認しました。
- (2) 設備資金借入金残高及び1年以内返済予定設備資金借入金残高と残高証明書が一致していることを確認しました。
- (3) 預り金については適正に決済されており、源泉所得税及び住民税の延納や滞納の事実はないことを確認しました。なお、期末においては3月分社会保険料の預かり分のみであることも確認しました。
- (4) 長期預り金については、サービス付き高齢者向け住宅の入居者からの預かり敷金が計上されており、期末時点での入居者、入居契約書の確認を行い、敷金預かり簿との残高が一致していることを確認しました。
- (5) 賞与引当金については、職員に支給する賞与のうち、当該会計年度に負担する額を支給見込額基準により計算し計上されていることを確認しました。
- (6) 退職給付引当金は山形県社会福祉振興会の退職共済事業へ加入しており、その掛金は退職給付引当資産として積立ててあり、同額が退職給付引当金として計上されていることを確認しました。残高は加入者明細表拠出金累計額と一致しております。

5. その他

- (1) 給与その他の報酬料金の源泉徴収については適正に処理されています。
- (2) 寄付金の収納は定められた手続きに従って適正に処理されています。
- (3) 入所者預り金については、少額（11,000円）の生活資金を預かっています。
施設預り金管理規定に従い、現状で預かっているものについては、相互管理体制のうえまた個別の会計管理システムを使用し適正に管理されています。
- (4) 積立資産（固定資産の部）と積立金（純資産の部）には積立の目的を示す名称が付され、同額が計上されています。
- (5) 国庫補助金等特別積立金については、施設及び設備整備のために、国または地方公共団体等から受領した補助金等が計上されています。取崩し額は支出対象経費（減価償却費）の期間費用計上に対応し、適正に計上されています。
固定資産管理台帳の国庫補助金等の額と一致していることも確認しました。
- (6) 資産、負債ともに簿外のものはありません。